

財 務 大 臣 殿
(日本銀行経由)

証券の貸借取引状況報告書

共 通 項 目																	
取引 種類	証券発行 体の区分			決 済 年 月				報 告 者 コ ー ド			勘定区分	書 類 番 号					
1	2	3	4	5	10	11	15	16	17	18	21						

本報告の法律上の根拠 (該当分に○) : 1. 法第55条の3第5項 2. 法第55条の7

報告年月日: _____

報告者:

氏名又は名称

及び代表者の氏名 _____

報告者の区分 (該当分に○)

1. 公的 2. 銀行 3. その他

住所又は所在地 _____

責任者記名押印又は署名 _____

担当者氏名 (電話番号) _____

(外貨証券：百万米ドル単位、円払証券：億円単位)

項番	非居住者 投資家の国籍	証券発行体の国籍 (非居住者発行証券)	証 券 種 類	証券種類コード	長 短 区 分	取 引 金 額						原通貨コード							
						月 中 ス タ ー ト		月 中 エ ン ド		月 末 残 高									
22	23	24	26	27	29	30	32	33	34	35	43	44	52	53	61	62	70	71	73
11																			
12																			
21																			
22																			
31																			
32																			
41																			
42																			
51																			
52																			

(記入要領)

- 西暦により記入すること。
- 「責任者記名押印又は署名」欄には、報告の提出について授權された者が記名押印又は署名すること。
- 「本報告の法律上の根拠」欄には、本報告の義務を課せられた根拠規定として該当する条項に○を付すこと。また本省令第13条第5項の規定に該当する場合には、両方の条項に○を付すこと。
- 本報告書は、外貨証券 (外国為替及び外国貿易法 (以下「法」) 第6条第1項第12号に規定する証券をいう。) 並びに円払証券 (法第6条第1項第12号に規定する外貨証券以外の証券をいう。) に係る非居住者との間の貸借取引の決済状況を記入すること。
- 「共通項目」並びに「明細項目」におけるコード番号は、裏面のコード表の記載に従い記入すること。
- 本報告書は、「共通項目 (取引種類から勘定区分まで)」欄の内容が異なるごとに別業として作成すること (共通項目の書類番号欄は明細項目に記入のある報告書の全業を通じて0001番からの連続番号を付すこと)。
- 外貨証券に係る報告については米ドルに換算のうえ百万米ドル単位で、円払証券に係る報告については億円単位で記入すること (単位未満四捨五入)。
- 返済又は回収が証券に代えて金銭で行われたものについては、当該金額を「月中エンド」「うち金銭による返済又は回収」欄に記入すること。
- 本邦に所在する銀行等又は金融商品取引業者を経由して非居住者で行なった貸借取引を除いて報告すること。前記の経由となる貸借取引の依頼を受けた銀行等又は金融商品取引業者は、当該取引を自己取引に含めて報告すること。
- 記入欄が不足する場合は、本様式を用いて次業として報告すること。

(日本工業規格A3)

【報告書裏面】

【共通項目】

【注1】		【注2】		【注3】		【注4】		【注5】		【注6】	
取引種類		証券発行体の区分		決済年月		報告者コード		勘定区分(信託勘定保有銀行)		書類番号	
コード	定義	コード	定義			コード	定義	コード	定義		
40	居住者の借入	01	外貨証券：非居住者発行	YYYYMM	西暦年月 (6桁)	(5桁)	日本銀行が 通知する 5桁コード	00	銀行勘定	(4桁)	報告者記載 (0001~)
		02	外貨証券：居住者発行					10	信託勘定		
42	居住者の貸付	03	円払証券：非居住者発行					<ブランク>	信託勘定を保有しない報告者		
		04	円払証券：居住者発行								

【明細項目】

【注7】 項番	【注8】 非居住者投資家の国籍 証券発行体の国籍 (非居住者発行証券)	【注8】 コード	【注8】 定義	【注9】 証券種類 名称	【注9】 証券種類コード	【注9】 定義	【注10】 長短区分		【注11】 取引金額		【注12】 原通貨コード	
							コード	定義	月中スタート	月中エンド		月末残高
							コード	定義	うち 金銭による 返済又は回収額			
末尾1 証券本体	外貨証券	(3桁)	省令別表2に定める 国コード	証券種類 名称を記入	600	株式	00	中長期(1年超)	借入取引は借入価額	借入取引は返済価額	(3桁) <下表参照>	
末尾2 現金担保金				610	国債	01	短期(1年以内)	<借入取引に係る現金担保は支払額>	<借入取引に係る現金担保は受取額>			
				620	その他債券(事業債等)	<ブランク>	株式					
				699	その他の証券	<ブランク>						
	円払証券	(3桁)	省令別表2に定める 国コード		600	株式	00	中長期(1年超)	貸付取引は借付価額	貸付取引は回収価額		
					610	国債	01	短期(1年以内)	<貸付取引に係る現金担保は受取額>	<貸付取引に係る現金担保は支払額>		
					620	その他債券(事業債等)	<ブランク>	株式				
					699	その他の証券	<ブランク>					

【注12】

通貨名称	コード	通貨名称	コード	通貨名称	コード	通貨名称	コード	通貨名称	コード
日本円	101	イラン・リアル	117	シンガポール・ドル	133	バーレーン・ディナール	149	モロッコ・ディルハム	165
アメリカ・ドル	102	インド・ルピー	118	新台湾ドル	134	バブアニューギニア・キナ	150	ルクセンブルク・フラン	166
ベルギー・フラン	103	インドネシア・ルピア	119	スペイン・ペセタ	135	バングラデシュ・タカ	151	ルーマニア・レイ	167
カナダ・ドル	104	バヌアツ・バツ	120	スリランカ・ルピー	136	フィジー・ドル	152	ロシア・ルーブル	168
中国元	105	ベネズエラ・ボリーバル	121	スロバキア・コルナ	137	フィリピン・ペソ	153	E C U	169
フランス・フラン	106	オーストラリア・ドル	122	セーシェル・ルピー	138	フィンランド・マルカ	154	S D R	170
ドイツ・マルク	107	オーストリア・シリング	123	タイ・バーツ	139	ブラジル・レアル	155	ユーロ	171
イタリア・リラ	108	オマーン・リアル	124	タヒチ・パシフィック・フラン	140	ブルネイ・ドル	156	チリ・ペソ	172
オランダ・ギルダー	109	カタール・リアル	125	チェコ・コルナ	141	ペルー・ヌエボ・ソル	157	ハンガリー・フォリント	173
スウェーデン・クローネ	110	韓国ウォン	126	デンマーク・クローネ	142	ポルトガル・エスクード	158	ポーランド・ズロチ	174
スイス・フラン	111	ギリシャ・ドラクマ	127	トリニダード・トバゴ・ドル	143	香港ドル	159	ルワンダ・フラン	175
スターリング・ポンド	112	クウェート・ディナール	128	トルコ・リラ	144	マレーシア・リングギット	160	その他	999
アイルランド・ポンド	113	ケニア・シリング	129	ナイジェリア・ナイラ	145	南アフリカ・ラント	161		
アラブ首長国連邦ディルハム	114	コロンビア・ペソ	130	ニュージーランド・ドル	146	ミャンマー・チャット	162		
アルゼンチン・ペソ	115	サウジアラビア・リアル	131	ノルウェー・クローネ	147	メキシコ・ペソ	163		
イラク・ディナール	116	ヨルダン・ディナール	132	パキスタン・ルピー	148	モーリシャス・ルピー	164		

- 【注1】 取引種類 居住者の借入を「40」、貸付を「42」として記入すること。
【注2】 証券発行体の区分 外貨証券においては非居住者発行のものを「01」、居住者発行のものを「02」とし、円払証券では非居住者発行のものを「03」、居住者発行のものを「04」として記入すること。
【注3】 決済年月 年表示は西暦(4桁)で記入し、月表示は01~12として記入すること(報告年月日の記入も同じ)。
【注4】 報告者コード 日本銀行(国際局)が通知する5桁コードを記入すること。
【注5】 勘定区分 信託勘定を保有する銀行等における銀行勘定を「00」、同信託勘定を「10」として記入すること(信託勘定を保有しない報告者はブランク)。
【注6】 書類番号 報告者ごとに0001番からの連続番号を記入すること。
【注7】 証券本体ならびに現金担保 明細項目の項番における末尾1は証券本体取引を、同2は当該取引に係る現金担保金について記入すること。
- 月中エンド欄では、返済又は回収が金銭で行われたものについて内書きすること。
- 現金担保取引がない場合は、明細項目の末尾2の行は全欄に互りブランクとすること。

【取引種類と項番の関係における取引金額の記入方法】

		取引金額欄				
		月中スタート	月中エンド	金銭による回収		月末残高
				実額	ブランク	
40 居住者の借入	末尾1-証券本体	借入価額	返済価額	実額	借入残高	証券券面通貨による
	末尾2-現金担保金	支払額	受取(回収)額	ブランク	差入残高	ブランク
42 居住者の貸付	末尾1-証券本体	貸付価額	回収価額	実額	貸付残高	証券券面通貨による
	末尾2-現金担保金	受取額	支払(返戻)額	ブランク	預り残高	ブランク

- 【注8】 非居住者投資家の国籍・証券発行体の国籍 当該取引の相手方国籍を記入すること。また、非居住者発行証券による取引は当該証券の発行体国籍も併せて記入すること(居住者発行証券については証券発行体の国籍欄はブランク)。
【注9】 証券種類 外貨証券、円払証券とも証券種類名称を記入すること。
【注10】 長短区分 負債性証券等について原契約期間が1年を超えるものを中長期(00)、1年以内のものを短期(01)とすること。
【注11】 取引金額 月中スタート、月中エンド、月末残高について、外貨証券に係る報告(当該証券に係る現金担保金を含む)については米ドルに換算のうえ百万米ドル単位で、円払証券に係る報告(当該証券に係る現金担保金を含む)については億円単位で記入すること(単位未満四捨五入)。
- 月中スタートでは、借入取引は借入価額を、貸付取引は貸付価額をそれぞれ記入する。
- 月中エンドでは、借入取引は返済価額を、貸付取引は回収価額をそれぞれ記入する。

「証券の貸借取引状況報告書」の記載要領**1. 報告を要する者**

- (1) 非居住者との間で証券の貸借取引を行なった者で、当該取引の属する月の状況について一括して報告する者。
- (2) 他の居住者と非居住者との間の証券の貸借取引を媒介、取次ぎ又は代理（以下媒介等）した銀行等及び金融商品取引業者で、当該媒介等取引並びに自己取引を一括して報告する者。
- (3) 特別国際金融取引勘定承認金融機関
- (4) 銀行等、金融商品取引業者、保険会社、投資信託委託会社又は資産運用会社であって、外国為替業務に係る（イ）証券の売買取引（本邦通貨を対価とする居住者間の売買を除く）を行なった者、又は（ロ）他の居住者と非居住者との間の証券の取得又は譲渡の媒介等を行なった者のうち当該取引又は行為の月中合計額が100億円に相当する額を超える者。
- (5) 銀行等、金融商品取引業者、保険会社、投資信託委託会社又は資産運用会社であって、上記（4）の報告機関に準ずる者として財務大臣の指定を受けた者。
 - （4）、（5）の基準金額は、貸借取引、一般売買及び条件付売買取引の合計額。
 - 本邦にある銀行等及び金融商品取引業者の媒介、取次ぎ又は代理により非居住者との間で行なった取引については、後述の8.（4）に定める報告者の区分に従うこと。

2. 報告の根拠となる法令条文

- (1) 報告省令第9条第2項第3号（上記1.（1）に該当する者）
- (2) 報告省令第13条第2項第3号（上記1.（2）に該当する者）
 - 同号における報告には自己取引分を含む。
- (3) 報告省令第14条第1項第10号並びに同第14条の2第1項第6号及び第14条の3第1項第8号（上記1.（3）に該当する者）
- (4) 報告省令第22条第1項第3号（上記1.（4）に該当する者）
- (5) 報告省令第22条第2項第3号（上記1.（5）に該当する者）
 - 法第55条の3第5項の規定に基づく一括報告の場合、報告省令第5条の適用を受ける小規模の資本取等は報告対象外であるが、これを除外することが困難な場合は、報告対象取引と合算のうえ報告して差し支えない。

3. 報告書の提出先と照会先

- (1) 提出先：東京都中央区日本橋本石町2-1-1 日本銀行国際局国際収支課62番窓口
（郵送の場合の宛先：〒103-8660 日本橋郵便局私書箱30号 日本銀行国際局国際収支課）
- (2) 本報告書に関する照会先： 資本勘定グループ03-3277-1531

4. 報告書に計上する期間

毎月中（1日～月末日）

- 上記1.（4）に該当する者は、当該取引又は行為の月中合計額が100億円を超えた月の翌月中の非居住者との間の証券の貸借取引の状況について報告すること。

5. 報告書の提出期限

- (1) 上記1.（1）、（2）に該当する者：翌月20日
- (2) 〃（3）～（5）に該当する者：翌月15日
 - 翌月15日ないし20日が休日の場合の提出期限は前営業日。なお、郵送の場合は期限までに必着とする。

6. 提出部数

1部

7. 報告書に記載する金額単位と使用する換算レート

- (1) 金額単位：外貨証券は百万米ドル単位、円払証券は億円単位(単位未満四捨五入)。
 (2) 米ドル以外の外国通貨を米ドルに換算する場合のレート：
 報告省令第35条第2号の規定により「財務大臣が定めるところに従い日本銀行において公示する相場」（いわゆる「報告省令レート」。毎月更新）。

8. 報告対象となる取引等の内容

報告書には、非居住者との外貨証券若しくは円払証券を用いた貸借取引（消費貸借取引）の状況を記入すること。

—— 報告者に寄託されている証券（保護預り分）を玉として非居住者の寄託者との間で行なった貸借取引を含む。

- (1) **外貨証券とは**、外国において支払を受けることができる証券又は外国通貨をもって表示される証券をいう。

—— 次のものは証券券面が円建であっても外貨証券となるので注意すること。

イ. 本邦企業若しくは外国企業等が海外で発行したユーロ円債券。

ロ. 非居住者が国内で発行した円建債券（いわゆるサムライ債）のうち償還が外貨となるもの（二重通貨債券）並びに利払いが外貨となるもの（逆二重通貨債券）。

- (2) **円払証券とは**、本邦において、かつ本邦通貨をもって支払われる証券をいう。

- (3) **貸借取引の状況とは**、（イ）報告対象月中に受渡しのあった証券の貸付取引又は借入取引の開始の状況（月中スタート）、（ロ）証券の借入取引に係る返済又は貸付取引に係る回収の状況（月中エンド）並びに（ハ）月末残高をいう。現金担保付貸借取引は現金担保金の状況も記入すること。

—— 報告月中にスタート並びにエンドの実績がない場合でも、取引残高がある場合は残高の報告が必要なので注意すること。

- (4) **報告者による区分**（外貨証券、円払証券共通）

イ. 自己取引のみ報告する者

報告者自身が契約当事者となり非居住者との間で直接行なった貸借取引（自己取引）を記入すること。ただし、国内の銀行等、金融商品取引業者を通じて非居住者との間で行なった貸借取引（一般売買取引報告（別紙様式14）における銀行等、金融商品取引業者を経由する取引に相当）は除くこと。

ロ. 他の居住者と非居住者との貸借取引の媒介等を行なった者

他の居住者と非居住者との貸借取引の媒介等を行なった者は、当該媒介等に係る取引分を報告者自身が契約当事者となる自己取引に合算して記入すること。

—— 媒介等に係る取引分を別葉としないこと。

9. 記入の方法と留意点

- (1) 全般

イ. 報告年月日：

西暦で記入すること。日付は日本銀行に提出する日（郵送の場合は発送日）とすること。

ロ. 責任者記名押印又は署名：

（イ）報告の提出について授権された責任者（報告者の内部規定に基づき選定）が記名押印又は署名すること。なお、責任者の選定にあたり部長等の肩書きの有無は問わない。

（ロ）使用する印鑑は報告者の内部規定に基づき決定すること。

(ハ) 署名（自署）した場合は押印不要。

ハ. 担当者の氏名：当該報告書の照会に対応できる者（複数でも可）を記入すること。

ニ. 担当者の電話番号：

なるべく直通番号を記入すること。代表番号の場合は、内線番号・担当部署名を補記すること。

ホ. 本報告書の法律上の根拠：

根拠規定として該当する条項に○を付すこと。また報告省令第13条4項の規定に該当する場合には、両方の条項に○を付すこと。

(2) 共通項目

イ. 取引種類：

報告者（居住者）による借入取引（40）と貸付取引（42）に区分して記入すること。

ロ. 証券発行体の区分：

外貨証券、円払証券のそれぞれについて非居住者発行証券（外貨証券01、円払証券03）と居住者発行証券（外貨証券02、円払証券04）に区分して記入すること。

ハ. 決済年月：報告対象年月を西暦（6桁 YYYYMM）で記入すること。

ニ. 報告者コード：

日本銀行が通知する5桁のコード番号を記入すること。なお、信託業務を兼営する銀行は、銀行勘定分（00）と信託勘定分（10）を別葉で作成し勘定区分を明記すること

—— 信託勘定の報告は、個別勘定毎に区分しないで信託勘定の全てを合算のうえ一括して報告すること。

ホ. 書類番号：

取引種類及び証券の発行体区分に拘わらず0001番から連続番号（4桁）を付すこと。

(3) 明細項目

イ. 非居住者投資家の国籍及び非居住者発行証券に係る証券発行体の国籍：

(イ) 貸借取引の相手方（非居住者）の所在する国を報告省令別表2により記入すること。

—— 例えば米国国籍企業のロンドン支店との取引は英国として報告すること。

—— 報告省令別表2には「ユーロ」は地域として指定されていないので、個別の国名に該当するコードを記入すること。

(ロ) 貸借取引の相手方（契約の当事者）が三者以上に互る場合には、最終的な債権者又は債務者を非居住者投資家として同人の属する国等により区分すること。

(ハ) 外国国債や円建外債など非居住者発行証券を玉とする貸借取引は、当該証券の発行体の属する国等を報告省令別表2により記入すること。

—— 居住者発行証券についてはblankとすること。

—— 「ユーロ」の扱いは（イ）に同じ。

ロ. 証券種類：

証券を「株式（600）」、「国債（610）」、「その他債券（事業債等）（620）」、「その他の証券（699）」の4種類に区分し当該証券種類名称とコード番号を記入すること。

—— 「その他債券（事業債等）」は、国債を除く負債性証券を指し、地方債、政府機関債、事業法人の社債のほか商業・ペーパーを含む。

—— 「その他の証券」は、株式、国債並びにその他債券を除く証券を指す。なお、譲渡性預金証書による貸借取引については、当該証書が指名債権である場合は報告対象外となるので注意すること。

ハ. 長短区分：

証券は原契約期間（発行から償還までの期間）が1年を超えるか否かを基準に中長期（00）と短期（01）に区分すること。また、株式を玉とする報告はblankとすること。

ニ. 取引金額：

証券本体の取引状況を**項番の末尾が1の行**に、当該貸借取引に係る現金担保金の取引状況を**続く項番の末尾が2の行**に記入すること。

—— 現金担保金は貸借取引と対になるものであり、現金担保金を伴わない証券貸借取引はありうるが、現金担保金のみ報告はありえない。従って、項番末尾が1の行がなく、項番末尾2の行のみ記入することはないので注意すること（項番末尾が1の行のみの記入はありうる）。

(イ) 証券本体の取引状況

貸借取引の玉となった証券の時価又は簿価により記入すること。

月中スタート：借入取引又は貸付取引の開始の額を記入すること。

月中エンド：借入取引の返済額又は貸付取引の回収額を記入すること。

—— 回収又は返済が証券に代えて金銭で行われたものは、当該金額を「金銭による返済又は回収額」欄に内書きすること。

月末残高：エンドが到来していない借入取引又は貸付取引の金額を記入すること。

—— 当該証券の券面通貨のコードをコード表により記入すること。

—— 月中にスタート又はエンドの動きがなくても、為替レートの変動や時価変動により残高は増減することがあるので注意すること。

(ロ) 現金担保金の取引状況

証券貸借取引に係る現金担保金の状況を記入すること。ただし、原通貨コード欄の記入は要しない。

月中スタート：借入取引に係る支払額又は貸付取引に係る受取額。

月中エンド：借入取引に係る受取（回収）額又は貸付取引に係る支払（返戻）額。

—— 「金銭による返済又は回収額」欄はblankとすること。

月末残高：借入取引に係る差入れ残高又は貸付取引に係る預り残高。

—— 現金担保金の付かない貸借取引の場合は、項番末尾2の行の全欄をblankとすること。

(4) その他

記入欄が不足する場合は本様式を用いて次葉として報告すること（共通項目の記入を省略しないこと）。なお、月中スタート、月中エンド、月末残高の全てについて報告事項のない場合（該当する取引がない場合）は本報告書の提出を要さない。

—— 報告単位に満たない金額の取引、残高のある場合はゼロとして報告をすること。